

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目		
調整の方針	<p>3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>その他の一部事務組合については、3町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>岐阜地域広域市町村圏協議会については、3町村は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p> <p>山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃止し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。</p>			
項 目	備 考	先 進 事 例		
3町村のみで構成する一部事務組合 山県郡障害児療育施設事務組合 山県郡老人福祉施設事務組合 山県消防組合 山県郡環境衛生施設組合 山県郡保健福祉事務組合	<p>（組合の種類及び設置） 第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。 2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。（第2項後段及び第3項～第6項 省略）</p>	新市町村名		
		合併の期日	一部事務組合等の取扱い	
		さいたま市	平成13年5月1日	埼玉県浦和競馬組合及び埼玉県都市競艇組合は新市において現行どおり組合に加入する。
		西東京市	平成13年1月21日	一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
その他の一部事務組合 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合 岐北衛生施設利用組合 岐阜県市町村職員退職手当組合 中濃市町村造林組合 岐阜県市町村会館組合	<p>（組織、事務及び規約の変更） 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（第1項ただし書及び第2項 省略）</p> <p>（解散） 第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>（財産処分） 第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p>	篠山市		
		平成11年4月1日	4町は合併の日の前日をもって、広域行政事務組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。	
		あきる野市	平成7年9月1日	(1)一部事務組合等については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 (2)協議会等については、2市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	
調整の方針			
項目	備考		摘要
<p>協議会</p> <p>岐阜地域広域市町村圏協議会</p> <p>共同設置機関</p> <p>山県郡公平委員会</p>	<p>地方自治法 (抄) (協議会の設置) 第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。(第 2 項～第 6 項 省略)</p> <p>(協議会の組織の変更及び廃止) 第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。</p> <p>地方自治法 (抄) 第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号、第 2 項～第 8 項 省略)</p> <p>地方公務員法 (抄) (人事委員会又は公平委員会の設置) 第 7 条 (第 1 項及び第 2 項 省略) 3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>地方自治法 (抄) (機関等の共同設置) 第 252 条の 7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第 174 条第 1 項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。(第 3 項 省略)</p>		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

参考1)

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い				協議細目
調整の方針					
種類	名称	管理者等	構成市町村等	設立等年月日	共同処理事務等の内容
一部事務組合	山県郡障害児療育施設事務組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	平成3年4月1日設立	山県郡内に居住する心身障害児が当該施設へ通園して行う療育指導に関する事務
	山県郡老人福祉施設事務組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和62年4月1日設立	養護老人ホームの設置及び管理に関する事務
	山県消防組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和56年4月1日設立	消防に関する事務
	山県郡環境衛生施設組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和49年6月19日設立	一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する事務
	山県郡保健福祉事務組合	高富町長	高富町、伊自良村、美山町	昭和36年7月1日設立	介護保険に関する事務
	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合	岐阜市長	高富町、伊自良村、美山町など、5市15町村	昭和52年4月1日設立	組合構成市町村の区域内に居住する学齢前の肢体不自由児が当該施設へ通園して行う肢体機能回復訓練の実施及び育成指導に関する事務
	岐北衛生施設利用組合	美山町長	高富町、伊自良村、美山町、武芸川町、洞戸村、板取村	昭和45年8月31日設立	し尿処理、火葬場の設置及び管理運営事務
	岐阜県市町村職員退職手当組合	久々野町長	高富町、伊自良村、美山町など、8市85町村、55一部事務組合・広域連合	昭和36年10月1日設立	構成市町村等の常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務
	中濃市町村造林組合	美濃市長	美山町など、2市6町村	昭和32年4月1日設立	組合が保有する造林事業等に関する事務
	岐阜県市町村会館組合	垂井町長	高富町、伊自良村、美山町など、99市町村	昭和30年9月2日設立	組合構成市町村職員等の福利厚生に関する事業等を行う団体等の用に供するための事務所の設置及び管理に関する事務
協議会	岐阜地域広域市町村圏協議会	岐阜市長	高富町、伊自良村、美山町など、3市14町村	昭和47年7月17日設立	広域市町村圏計画の策定及び事務連絡調整に関する事務
共同設置	山県郡公平委員会		高富町、伊自良村、美山町、山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合、山県郡保健福祉事務組合	平成12年4月1日設置	構成市町村等の常勤の一般職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査、必要な措置

平成13年4月1日現在

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

(参考2)

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	一部事務組合等の取扱い								協議細目						
調整の方針															
項目	主 な 財 産										債 務		備 考		
	土 地 ・ 建 物				備 品 (車 両 の み)				基 金			地方債等		債務負担行為に基づく平成13年度以降の支出予定額	
	土地	建 物			乗用車	貨物車	その他	計	財政調整基金	その他	計				
	木 造	非 木 造	計												
一 部 事 務 組 合	山県郡障害児療育施設事務組合			391m ²	391m ²							21,900千円			
	山県郡老人福祉施設事務組合		68m ²	2,034m ²	2,102m ²	3台			3台	7,663千円		7,663千円	50,378千円		
	山県消防組合	3,761m ²		1,536m ²	1,536m ²	1台	3台	14台	18台	21,579千円	159,893千円	181,472千円	40,205千円		
	山県郡環境衛生施設組合	16,816m ²		2,790m ²	2,790m ²		1台	2台	3台		80,005千円	80,005千円	752,364千円		
	山県郡保健福祉事務組合	2,563m ²		180m ²	180m ²	2台			2台		77,335千円	77,335千円			
合 計	23,140m ²	68m ²	6,931m ²	6,999m ²	6台	4台	16台	26台	29,242千円	317,233千円	346,475千円	864,847千円			

平成13年3月31日現在